18　譲受法人は、譲渡損益調整資産につき第四項各号に掲げる事由（当該譲渡損益調整資産につき第六項の規定の適用を受けようとする旨の通知を受けていた場合には、第四項第三号又は第四号に掲げる事由を除く。）が生じたときは、その旨（当該事由が同項第三号又は第四号に掲げる事由である場合にあつては、損金の額に算入されたこれらの号の償却費の額を含む。）及びその生じた日を、当該事由が生じた事業年度終了後遅滞なく、その譲渡損益調整資産の譲渡をした内国法人（当該内国法人が法第六十一条の十三第五項に規定する適格合併により解散した後は、当該適格合併に係る合併法人）に通知しなければならない。

第百二十三条の見出しを「（合併等により移転をする資産及び負債）」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）」及び「（適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内国法人が法人を設立する合併により合併法人に移転する資産には、当該合併に係る他の被合併法人の株式（出資を含む。以下この項において同じ。）を含むものとして、法第六十二条（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）及び第六十二条の二（適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ）の規定を適用する。この場合において、当該株式に係る法第六十二条第二項の対価の額は、当該合併が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額とする。

一　当該合併に係る被合併法人の株主等に合併法人の株式以外の資産（合併に反対する当該株主等に対するその買取請求の対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されない場合　当該他の被合併法人の株式の当該合併の直前の帳簿価額に相当する金額

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該他の被合併法人の株式の当該合併の時の価額（法第二十四条第一項（配当等の額とみなす金額）の規定により法第二十三条第一項第一号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額とみなされる金額がある場合には、そのみなされる金額に相当する金額を控除した金額）

第百二十三条の二の見出し中「又は分割型分割」を削り、同条中「規定する取引」を「規定する有価証券の空売り、信用取引、発行日取引若しくは有価証券の引受け」に改め、「又は分割前事業年度」を削る。

第百二十三条の三第一項中「又は適格分割型分割」、「又は分割承継法人」、「又は分割前事業年度」及び「（当該適格分割型分割にあつては、同号に掲げる金額に相当する金額のうち法第六十二条の二第一項の内国法人が有していた他の連結法人の株式で当該適格分割型分割により移転をするものに対応する部分の金額）」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　法第六十二条の二第二項に規定する政令で定める金額は、同項の適格分割型分割に係る分割承継法人に移転をした資産及び負債の当該適格分割型分割の直前の帳簿価額とする。

第百二十三条の三第三項中「同条第一項」を「同条第二項」に改め、「第八条第一項第六号」の下に「（資本金等の額）」を加え、同条第四項中「第六十二条の二第一項」の下に「又は第二項」を加え、「、同項の」を「、これらの規定の」に、「同項に」を「これらの規定に」に、「が同項の」を「が同条第一項の」に改める。

第百二十三条の六を次のように改める。

（適格現物分配における被現物分配法人の資産の取得価額）

第百二十三条の六　法第六十二条の五第三項（現物分配による資産の譲渡）に規定するときにおいては、同項の被現物分配法人の同項に規定する資産の取得価額は、同項に規定する帳簿価額に相当する金額とする。

2　適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る。）は、当該残余財産の確定の日の翌日に行われたものとして、法の規定を適用する。

第百二十三条の八第十五項中「第二項から第十一項まで」を「第三項から第十二項まで」に、「特定適格合併等」を「特定適格組織再編成等」に、「第三項第五号」を「第四項第五号」に、「又は現物出資法人（第十四項」を「、現物出資法人又は現物分配法人（第十六項」に、「第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第二項から第十一項まで」を「第三項から第十二項まで」に、「特定適格合併等」を「特定適格組織再編成等」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第三項から第十一項まで」を「第四項から第十二項まで」に、「第三項第五号中「特定適格合併等」を「第四項第五号中「特定適格組織再編成等」に、「又は現物出資法人（第十四項及び第十五項」を「、現物出資法人又は現物分配法人（第十六項及び第十七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15　第一項の規定は、法第六十二条の七第三項に規定する政令で定める場合について準用する。この場合において、第一項第一号中「第六十二条の七第一項に規定する内国法人」とあるのは「第六十二条の七第三項に規定する被合併法人等」と、「支配関係法人」とあるのは「他の被合併法人等」と、「特定組織再編成事業年度開始の日」とあるのは「特定適格組織再編成等の日」と、同項第二号中「第六十二条の七第一項に規定する内国法人」とあるのは「第六十二条の七第三項に規定する被合併法人等」と、「支配関係法人」とあるのは「他の被合併法人等」と、「当該内国法人」とあるのは「当該被合併法人等」と読み替えるものとする。

第百二十三条の八第十二項中「第二項の」を「第三項の」に、「第二項第四号」を「第三項中「次に」とあるのは「第一号から第五号までに」と、同項第四号」に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第二項から」を「第三項から」に、「第十四項及び第十五項」を「第十六項及び第十七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項第一号中「第八項第三号」を「第九項第三号」に、「第六十一条の十三第二項又は第四項」を「第六十一条の十三第二項から第四項まで」に改め、同項第三号中「第八項第四号」を「第九項第四号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項第一号中「につき第百二十二条の三の規定に基づき当該終了の時」を「又は適格分割等により分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人に移転する外貨建資産等につき第百二十二条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該終了の時又は当該適格分割等の直前の時」に改め、同項第三号中「又は法第八十一条の十第一項」を削り、「法第六十一条の十三第二項若しくは第四項又は第八十一条の十第二項若しくは第四項」を「同条第二項から第四項まで又は法第八十一条の三第一項（法第六十一条の十三第二項から第四項までに係る部分に限る。）」に、「政令で定める場合又は同条第四項に規定する政令で定める場合」を「政令で定める事由が生じたこと又は同条第三項若しくは第四項に規定する場合」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項第四号を次のように改める。

四　譲渡損益調整資産の譲渡で法第六十一条の十三第一項の規定の適用があるもの

第百二十三条の八第七項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項を同条第八項とし、同条第六項第一号中「同条第七項」を「同条第八項」に、「特定適格合併等」を「特定適格組織再編成等」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人」に、「期中貸倒引当金勘定」を「期中個別貸倒引当金勘定」に改め、「（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）」を削り、「第五十二条第七項」を「第五十二条第八項」に改め、同項第四号中「第四項第三号」を「第五項第三号」に、「第六十一条の十三第二項又は第四項」を「第六十一条の十三第二項から第四項まで」に改め、同項第五号中「第四項第四号」を「第五項第四号」に改め、「）の日の前日」の下に「又は残余財産の確定の日」を加え、同号ロ中「非適格合併」の下に「又は残余財産の確定」を加え、同号ハ中「前日」の下に「又は残余財産の確定の日」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項第一号中「第百二十二条の三」を「第百二十二条の三第一項」に、「第八項第一号」を「第九項第一号」に、「につき同条の規定に基づき当該終了の時」を「又は適格分割等（同条第二項に規定する適格分割等をいう。以下この号及び第九項第一号において同じ。）により分割承継法人、被現物出資法人若しく